

出席停止期間の基準

2022年2月3日改訂

A. 生徒本人の状況

1	発熱や風邪症状がみられる場合（呼吸症状、倦怠感等を含む）	症状が出た日から治癒するまで（ただしPCR検査未受検で、症状の原因が新型コロナである可能性を排除できない場合は症状消失後48時間を経過するまで出席停止）
2	濃厚接触者に特定された場合	原則として、感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）か感染対策開始日の遅い方の翌日から7日間（PCR検査で陰性の場合も含む）その間発症しなければ8日目から解除
3	PCR検査の対象となった場合	PCR検査対象となった日から検査結果が判明するまで（陰性ならば登校可だが、医師や保健所の指示があればそれに従う）
4	感染が判明した場合（有症状）	発症日から医師または保健所が登校を許可した日まで（原則、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に解除）
5	感染が判明した場合（無症状）	感染判明日から医師または保健所が登校を許可した日まで（原則として、検体採取日から7日間を経過した場合に解除可能）

B. 同居家族の状況

1	発熱や風邪症状がみられる場合（呼吸症状、倦怠感等を含む）	同居家族の症状が出た日からその症状が消失する日まで
2	濃厚接触者に特定された場合	濃厚接触者と特定された日から当該同居家族の検査結果が判明するまで（陰性ならば登校可、陽性のときはB-4）
3	PCR検査の対象となった場合	PCR検査対象となった日から検査結果が判明するまで（陰性ならば登校可だが、医師や保健所の指示があればそれに従う）
4	感染が判明した場合	A-2、A-3